

# イノベーションマネジメントの高度化を巡る議論

2024年4月

内閣府 知的財産戦略推進事務局

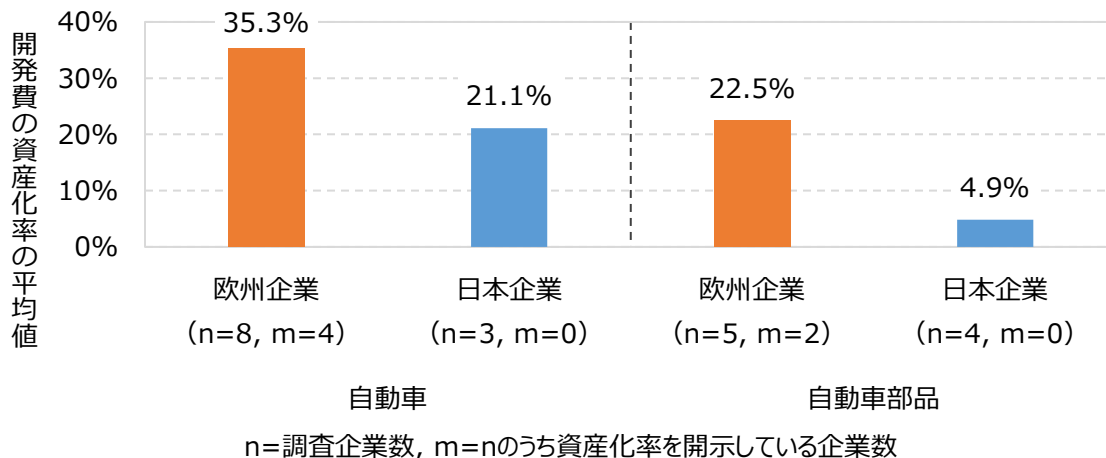
# 研究開発を将来に向けた資産形成と捉える企業マインドの醸成

- 研究開発を単年度の「費用」ではなく、将来に向けた「資産」の形成と捉える企業マインドの醸成が必要。  
➡こうした企業マインドの醸成に向けて、如何なる対応策を講ずるべきか。

## ■ 日欧のIFRS適用企業における開発費の資産化率等の状況

- 開発費の資産化率について、日欧企業で違いがある。また、欧州企業では資産化率の開示もある。

日欧のIFRS適用企業における開発費の資産化率等（2022年度）



## ■ 開発費の資産化等に関するヒアリングで得られた主なコメント

- 開発費の資産化に関する情報は、開発効率を測る指標として将来的に投資判断や社内管理に利用できる可能性。
- 研究開発を費用ではなく、資産の形成と捉えるマインド変革は重要。設備投資だけではなく、研究開発も投資として長期間で考える必要性。
- 開発費の資産化を契機として、今後は付加価値が高い独自技術を開発し、将来の価値創造につなげる議論ができる可能性。

備考：「無形資産に関する検討経過の取りまとめ」（2013年6月28日 企業会計基準委員会）を基に内閣府作成。業種については、当該報告書における4分類のうち、自動車（分類Ⅱ：社内発生開発費の資産計上を行っている）及び自動車部品（分類Ⅲ：社内発生開発費の資産計上を行っている企業と行っていない企業が混在している）を選定した。また、調査対象企業については、当該報告書に記載企業の他、「Fortune Global 500」（2024年4月時点）における日欧企業及びIFRS適用済の日欧企業を選定した。

# (参考1) IFRS適用企業における開発費の資産化等に関するヒアリングで得られた主なコメント

## 1. IFRS適用による企業におけるイノベーションマネジメントの変化/社内の意識変化

- ① 企業価値に関する投資家との対話において、開発費の資産化に関する情報は、開発効率を測る指標として将来的に投資判断や社内管理に利用できる可能性がある。（投資家、企業）
- ② 研究開発を費用ではなく、資産の形成と捉えるマインド変革は重要。設備投資だけではなく、研究開発も投資として長期間で考える必要がある。（企業）
- ③ IFRS適用を契機に技術ロードマップを作成するようになった。どの技術がいつ実装されるのか、可視化を開始したところ。開発費の資産化を契機として、今後は付加価値が高い独自技術を開発し、将来の価値創造につなげる議論ができるようになるのではないか。（企業）
- ④ 開発費の資産化に関する情報は、経営者が開発効率を外部に説明可能なツールとなり得るのではないか。また、投入したリソースの費用対効果の確認等の社内管理に使えるのではないか。（企業）
- ⑤ プロジェクト毎のコード管理や耐用年数の設定を含め、開発費の資産化に伴う内部統制を実施している。（企業）
- ⑥ IFRS適用前からフェーズ管理を実施しているため、IFRS適用によるイノベーションマネジメントに大きな変化はない。（企業、監査法人）

## 2. 日欧企業の資産化率の違いの原因・背景

- ① 欧州企業は多くのOEM等と取引をしていること、独自技術を活用した製品・サービスを幅広く販売していることから、開発費の資産化の判断時期についてOEMの影響を受けにくく、自社判断で資産化しやすいのではないか。（企業）
- ② 多くの日本企業はPLを重視しているが、欧州企業はBSを重視しているからではないか。（投資家、企業）
- ③ 資産化と減損はセットで考える必要がある。経営者は一度計上した資産の減損に対して心理的な抵抗がある点は、日欧企業における違いはない。他方、日本は、売上がより確実に見込める段階までは費用処理する保守的な企業が多いのではないか。（監査法人）
- ④ 日本企業は原則費用化する日本基準を長年使用してきたため、資産化に慎重なのではないか。（投資家、監査法人）
- ⑤ IFRSは独立した基準のため、日本基準に影響されることはない。（企業）

## (参考2) 開発費の会計処理に関連する基準

### 1. 国際会計基準：IAS 第38号（無形資産）第57項

- 開発から生じた無形資産は、次のすべてを立証できる場合に限り、認識しなければならない。

#### 資産計上6要件

- a. 使用又は売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- b. 無形資産を完成させ、さらにそれを使用又は売却するという企業の意図
- c. 無形資産を使用又は売却できる能力
- d. 無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法。とりわけ、企業は、無形資産による産出物又は無形資産それ自体の市場の存在、あるいは、無形資産を内部で使用する予定である場合には、無形資産が企業の事業に役立つことを立証しなければならない。
- e. 無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
- f. 開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力

### 2. 日本会計基準：研究開発費等に係る会計基準 三

- 研究開発費は、すべて発生時に費用として処理しなければならない。